

大津市中小企業退職金共済制度等掛金補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）に基づく退職金共済制度及び所得税法施行令（昭和40年政令第96号。以下「政令」という。）第73条に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度への加入の促進を図るため、その掛金の一部を補助し、もって中小企業従業員（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者（以下「パートタイム労働者」という。）を含む。）の雇用の安定及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による大津市中小企業退職金共済制度等掛金補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、法第2条第3項及び政令第73条第1項第1号に規定する退職金共済契約（以下「共済契約」という。）を締結し、その掛金を納付している中小企業者のうち常時雇用する従業員（正規に雇用する従業員をいう。以下「常雇従業員」という。）の数が19人以下で、市内に主たる事務所を有し、現に事業を営んでいるもの（以下「企業主」という。）とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、共済契約に基づき企業主が納付する常雇従業員及びパートタイム労働者に係る掛金月額に100分の20を乗じて得た額とする。ただし、常雇従業員及びパートタイム労働者1人当たり月額500円を限度とする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、共済契約が効力を生じた日の属する月から起算して2年間とする。

3 補助金の交付の対象は、1の企業主につき1の共済契約に限るものとする。

(交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市中小企業退職金共済制度等掛金補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請は、毎年1月から12月までの掛金について、翌年2月末日までに行うものとする。

3 第1項の交付申請書には、退職金共済手帳又は特定退職金共済制度被共済者証の写しを添付しなければならない。

(決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市中小企業退職金共済制度等掛金補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市中小企業退職金共済制度等掛金補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第6条 規則第15条の規定にかかわらず、補助金の額は、前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。

(報告等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた企業主に対し、当該掛金等に関する書類の提出を求めることができる。

(交付請求書)

第8条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市中小企業退職金共済制度等掛金補助金交付請求書(様式第4号)とする。

(取消通知書)

第9条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市中小企業退職金共済制度等掛金補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により行うものとする。

(返還通知書)

第10条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市中小企業退職金共済制度等掛金補助金返還通知書(様式第6号)により行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 大津市中小企業退職金共済制度掛金補助交付規則(昭和50年5月1日制定)は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和5年12月31日限り、その効力を失う。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助対象者が共済契約に基づき納付した令和5年12月分までの掛金月額に係る補助金については、この要綱の規定は、令和6年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。
- 5 前2項の規定にかかわらず、令和5年12月31日までに共済契約を締結し、その効力が

生じた補助対象者であって、同日時点で第3条第2項の期間を経過していないものに係る補助金については、この要綱の規定は、当該期間が満了するまでの間に限り、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、同年3月31日から施行する。
- 2 改正後の大津市中小企業退職金共済制度等掛金補助金交付要綱第3条第1項の規定にかかわらず、補助対象者が共済契約に基づき納付した平成31年3月分までの掛金月額に係る補助金については、同項ただし書中「500円」とあるのは、「600円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。